

Q 1ヵ月の時間外労働等の端数の取扱いは

A

法定労働時間を超える労働は、「厳密にはたとえ1分でも割増賃金の支払いを要する」のが原則です。

ただし、事務簡便のため、一定範囲で例外が認められています（昭63.3.14基発第150号）。

1ヵ月の時間外労働等の端数については、「1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げ」ても、労基法第24条（賃金の全額払い）、第37条（割増賃金の支払い）に違反しない取扱いとなっています。1時間という幅が最大限度ですから、それ以下の例えば15分単位の処理も認められます。この端数処理は1ヵ月の累計が対象で、1日ごとの端数を把握し、記録する必要があります。

端数計算との関係については、厚生労働省の改正法Q&Aで「端数処理後の時間」を対象として割増賃金率を適用する」という考え方が示されています。

30分未満の端数が切捨てで5割の割増率適用の対象にならない場合もありますが、30分以上の端数が切上げられ、1時間として取り扱われる場合もあり、「常に労働者の不利になるものではない」からです。

ただし、「労働時間としては実労働時間数で把握すべきなのは従前のおり」（前掲のQ&A）なので、例えば時間外・休日労働協定で定める1年の時間外限度（366時間等）を適用する際には、1ヵ月ごとの端数を残したまま、時間外労働時間数を累計していく必要があります。この場合、1分でも超えれば違反になります。